

(答申第 3 号)

令和 7 年 12 月 10 日

寒川町長 木村 俊雄 様

寒川町個人情報保護審査会
会長 長谷川 福造

保有個人情報の不開示（存否応答拒否）決定に関する審査請求について（答申）

令和 7 年 6 月 20 日付け寒保幼第 609 号で諮問された保有個人情報開示請求に係る保有個人情報の不開示（存否応答拒否）決定の件について、次のとおり答申します。

1. 審査会の結論

寒川町長（以下、「実施機関」という。）が行った保有個人情報の不開示（存否応答拒否）決定処分（以下、「本件処分」という。）は、妥当である。

2. 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、令和 7 年 4 月 7 日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、「名宛人の児童台帳及び保育園の保護者情報」（以下、「対象情報（文書）」という。）の保有個人情報開示請求（以下、「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求を受け、令和 7 年 4 月 15 日付けで審査請求人に対し、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和 7 年 4 月 18 日付けで実施機関に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、審査請求を行った。

3. 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象情報（文書）の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人が養育監護を受ける人格権及び本件請求に係る法定代理人が養育監護をする人格権は、憲法第 13 条で保障され、国及び市町村はその後押しをしなければならない立場にあることから、非開示とすることは適切ではない。

イ 審査請求人の母が、本件請求に係る法定代理人（父）に対し、子の保育園に係る書類の一部を裁判所にて提出しているにもかかわらず、非公開にしているのは保育園又は実施機関若しくはその両方が審査請求人を誘拐監禁していることが疑われる。

ウ 町の保育園の入園申込書には、保護者欄が2名分用意されており、原則親権者兩名の記載が必要だが、非開示としたことは本件請求に係る法定代理人（父）を差別した扱いである。

エ 次の内容について、法第78条第1項第2号イ、ロに該当することから、開示すべきである。

（ア）法第78条第1項第2号イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

保育園に通園中である事実について、審査請求人の母が本件請求に係る法定代理人（父）に対し明かしているのは明白であり、かつ、審査請求人自身が通園している。

（イ）法第78条第1項第2号ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

緊急時に審査請求人の安全を守るため、保護者である本件請求に係る法定代理人にも知らせるべきである。

4. 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 対象情報（文書）は、保育施設等の利用希望がある場合、申請者が記載し町へ提出する申込書であり、保育施設等への入所が決定すると児童台帳として扱う情報（文書）である。

(2) 対象情報（文書）は、保育施設等へ入所しているか否か、入所している保育施設等が把握できるものであるため、取扱いには十分留意すべきものである。

(3) 本件請求は、審査請求人の法定代理人による請求である。対象情報（文書）は、前記のとおり取扱いに十分留意すべき情報であり、審査請求人と本件請求に係る法定代理人との事情から、法第78条第1項第1号の不開示情報に該当する。

(4) 対象情報（文書）の有無を回答することにより、審査請求人が町の保育施設等へ入所しているかどうかの不開示情報を開示することになる。

以上の理由から、審査請求人が求める対象情報（文書）については、その存否を答えることにより、本人の生命、健康又は生活を害するおそれがあると認められることから、法第81条の規定に基づく本件処分に違法又は不当な点はない。

5. 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から提出された資料並びに口頭意見陳述等に基づき審議した結果、次のように判断する。

(1) 本件請求及び本件処分について

本件請求は、対象情報（文書）の保有個人情報の開示を求めるもので、それに対し、実施機関がその存否を答えることにより、本人の生命、健康又は生活を害するおそれがあると認められることから、法第 81 条の規定により本件処分を行った。

(2) 対象情報（文書）の特定について

本件請求は、保育施設等の入所が決定した児童の台帳及びその保育施設等における保護者の情報が対象情報（文書）であるものと判断する。

(3) 存否応答拒否及び法第 78 条第 1 項第 2 号イ、ロの該当性について

法第 81 条において、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

法定代理人の開示請求権は、あくまでも本人の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、対象情報（文書）の開示・不開示の判断に当たっては、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれについては、慎重に解することが適当である。実施機関への質疑や弁明書の内容を合わせて審議したところ、審査請求人が町の保育施設等へ入所しているかどうかを含め不開示情報に当たり、対象情報（文書）が存在するかどうかを答えるだけで、不開示情報を開示することになるものと判断した。

審査請求人が主張する法第 78 条第 1 項第 2 号イ、ロの該当性については、前記のとおり法第 78 条第 1 項第 1 号の不開示情報に該当すると判断しており、当該規定に該当するかどうか判断するまでもない。

よって、対象情報（文書）について、法第 81 条の規定により、存否を明らかにしないで本件請求を拒否した実施機関の本件処分は、妥当であると判断する。

(4) その他の審査請求人の主張について

当審査会は、開示決定等の違法性及び不当性について、法に基づき審議する機関である。審査請求人は、開示決定等の違法性及び不当性以外にも種々主張するが、その是非について当審査会は判断する立場になく、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

6. 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

【別紙】 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年6月20日	実施機関から諮問書を受理
令和7年7月28日	審査会会議（第1回）
令和7年9月5日	審査会会議（第2回） 口頭意見陳述の実施、実施機関への質疑
令和7年10月14日	審査会会議（第3回）
令和7年11月6日	審査会会議（第4回）